

所 信

令和3年4月に「科学技術基本法」が「科学技術・イノベーション基本法」に変更され、人文学を取り巻く環境は大きく変化しました。最も大きな変更点は、旧「基本法」の「科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）」のカッコ内の文言が削除され、新「基本法」では「自然科学と人文科学との相互の関わり合いが科学技術の進歩及びイノベーションの創出にとって重要であることに鑑み、両者の調和のとれた発展について留意されなければならない。」（第3条2）という表現になったことです。「人文科学のみに係るものを除く。」の文言の削除は、人文系学協会や日本学術会議が以前から求めていたことであり、妥当な変更と言えますが、それが「科学技術の進歩及びイノベーションの創出」という文脈でなされたことには注意を払う必要があります。人文学が「イノベーションの創出」の手段として「科学技術の進歩」の中に取り込まれてしまう可能性があるからです。そうならないためには、人文学自らが真の意味での「自然科学と人文科学との相互の関わり合い」を構築すべく動き出す必要があります。

また、共通指標の導入により大学や研究機関の評価が定量的に行われるようになったことも環境の大きな変化の一つです。その中で人文学は、「定まった評価指標がない」と批判を受けてきました。これに対応するために、人文機構では第3期に人文系研究評価システムに関する検討を行いました。また指標の作成には至っていません。その一方で、現在、文部科学省 科学技術・学術審議会 人文学・社会科学特別委員会において「人文学・社会科学に関連するモニタリング指標」に関する議論が行われています。

人文学にとって好ましい環境の変化もあります。情報技術の急速な進歩により資料のデジタル化が比較的容易に行えるようになったことです。

以上の状況を踏まえ、以下のような方針で人間文化研究機構の第4期の運営を行いたいと考えています。

1. 6機関が保有する膨大なデータを機構本部がハブとなって整備・活用することにより、人文機構が一体となってデジタル・ヒューマニティーズを推進する。
2. 迅速かつ円滑な運営のために、機構本部と各機関、及び機関同士のコミュニケーションを密にし、相互理解に基づく運営を行う。
3. 自己点検・評価の目的を明確にし、合理的な実施体制を構築することにより、評価に係る過重な負担を軽減するとともに適切な自己点検・評価を行う。
4. 第3期における人文系研究評価に関する議論をさらに進め、人文系評価指標に関する案をまとめる。

1は、第4期における最も基本的な運営、及び研究の方針です。人文機構の6機関は、すでに情報学等との連携により膨大な資料の整備を行っています。データの整備・活用を機構本部がハブとなり、他の研究分野と連携してさらに推進することにより、人文学に新たな展開を生み出すと同時に、他の分野の研究にも新たな展開のきっかけを提供することが可能になると考えます。

2は、運営体制に関する基本方針です。昨今の国や社会の急速な動きに対応するためには、課題検討の初期段階から機構本部と各機関、及び機関同士のコミュニケーションを密に行い、相互理解に基づく運営を行う必要があります。そのための運営体制を整備します。

3は、自己点検・評価に関する方針です。第3期には、多くの大学や研究機関が評価のために多大な労力を費やしました。第4期には、国による毎年度の業務実績に係る評価が廃止されたことを受け、合理的、適切な自己点検・評価を行いたいと思います。

4は、人文系研究評価指標に関する方針です。上述の科学技術・学術審議会 人文学・社会科学特別委員会の「モニタリング指標」や日本学術会議等の議論を踏まえつつ、人文機構として主体的に評価指標の提案に取り組みたいと思います。

以上の他、第4期には「一般社団法人 大学共同利用研究教育アライアンス」の一員としての業務が加わります。アライアンスで実施する事業については、これから検討していくことになっていますが、デジタル・ヒューマニティーズの推進という上述の基本方針は、アライアンスの事業にも関わりの深いものであり、今後、アライアンスでの検討をあわせて進めて行きたいと思います。

令和4年5月30日

人間文化研究機構 機構長 木部 暢子